

●第6期向日市障がい福祉計画・第2期向日市障がい児福祉計画(案)に寄せられたご意見と市の考え方について

No.	該当ページ等	意見の概要	向日市の考え方
1	P27 第3章第1節 (1)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	何年か前から国の基本指針としてあげられているにもかかわらず何一つ具体的な案があげられていない現状です。 地域包括支援センター的に向日市も是非市町の関係機関等の連携を進めていただきたい。 特に訪問医療体制の整備や障がい者や家族の暮らしに寄り添った支援体制の充実を求めています。	第5期計画で国の指針としてあげられていた協議の場については、乙訓圏域障がい者自立支援協議会で設置済みであり、精神障がいのある方を支援する取り組みについては、協議の場を通じて、関係機関とも連携しながら検討してまいります。 いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
2	P42 第3章第2節 P43 (2)日中活動系サービス ⑤就労継続支援A型 ⑥就労継続支援B型	成人した障がい(精神を含む)がある方の相談窓口、就労の場が少なく、賃金も極端に安く、交通費を使って行けば赤字となり、就労の喜びが得られないなど、改善していただきたいです。	相談窓口につきましては、相談支援事業所による一般相談のほか、障害者相談員による相談や精神保健福祉士による心の健康相談などを実施しております。 就労継続支援につきましては、事業所への聞き取りを実施しており、他自治体の取り組みも参考にしながら、障がいのある方の社会参加や就労移行を推進するための施策について検討してまいります。
3	P57 第3章第3節 (1)必須事業 ⑥意思疎通支援事業	視覚障がい者に対する取組はどうなっていますか。(資料読みあげサービス等) 音響信号点字ブロックの設置、点字に対応できる職員の養成、発行物をデージー(音声録音)で出すなどの対応をしてほしい。	視覚障がい者の方への市政情報の伝達手段として、読み上げソフトに対応した市ホームページの作成、広報むこうを録音したCDの貸出などを行っています。 点字の対応につきましては、他自治体の取り組みなどを参考にしながら検討していきたいと考えております。
4	P61 第3章第3節 (1)必須事業 ⑨移動支援事業	移動支援制度について、向日市の取組内容はどのようなものでしょうか。(通勤、通学などのための移動について)	本市の移動支援事業は、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出を対象としておりますが、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出は対象とならないため、通勤や通学には利用できません。
5	P66 第4章第1節 (1)障がい児支援の提供体制の整備等	児童発達支援や医療的ケアをしてもらえる場所が向日市内にない、計画では「乙訓圏域での設置に向けて検討」となっていますが、是非とも向日市内につくる方向で計画していただきたいです。	乙訓圏域においては、限られた予算や資源を有効的に活用するため、2市1町で乙訓福祉施設事務組合を設立し、協調して障がい福祉施策を進めています。 児童発達支援センターなどの施設につきましては、長岡京市共生型福祉施設構想・基本計画の中でも検討されており、圏域の市町や関係機関と連携しながら整備を進めていく方向ですのでご了承ください。
6	P66 第4章第1節 (1)障がい児支援の提供体制の整備等	児童発達支援センターの設置について、市ではなく、圏域での設置に向けた検討となっていますが、具体性がなく、いつまでにどこに設置するのか示していただきたいです。	

No.	該当ページ等	意見の概要	向日市の考え方
7	P71 第4章第2節 (1)障害児通所支援・障害児相談支援 ③放課後等デイサービス	放課後等デイサービスの利用日数は週3日までとなっていますが、共働き家庭や長期休校時などを考慮して、週5～6日への変更をお願いします。	放課後等デイサービスは、発達に課題のある児童が、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などのサポートを受けるために行っているものであり、支給量の上限につきましては、乙訓圏域で協議、調整のうえ決定しております。 近年、放課後等デイサービスの事業所が増加している状況もあり、いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
8	P71 第4章第2節 (1)障害児通所支援・障害児相談支援 ③放課後等デイサービス	放課後等デイサービスは乙訓地域では月15日が限度で、発達支援のためのサービスのために親の就労支援はしてもらえません。 地域の小学校の学童保育では、自力で学童保育の場所まで通わなければならない、サポートしてくれるサービスも不十分です。 向日が丘支援学校内への学童保育の設置要望と放課後等デイサービスの利用量の増加をお願いします。	また、学童保育の実施主体は市町村であり、本市においては各小学校の留守家庭児童会で受け入れを行っておりますが、保護者の方の送迎が難しい場合には、ファミリーサポートセンターなどの利用をご案内しています。